

呉市資源集団回収の手引き

限りある資源を
大切にしようね！



[問い合わせ先]

呉市 環境部 環境政策課 脱炭素推進グループ

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号（呉市役所本庁舎7階）

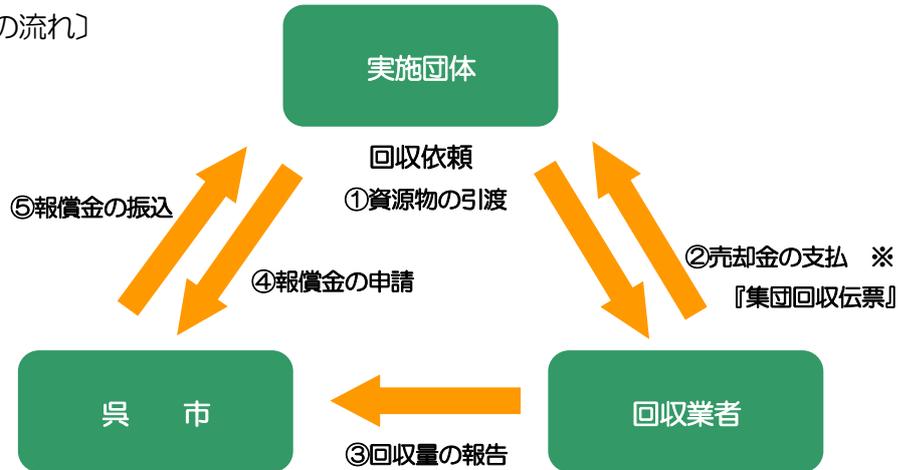
TEL：0823-25-3301

FAX：0823-32-1621

HP：<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/shigensyudankaisyu.html>

廃棄物の減量化及び再資源化を促進するとともに、市民の廃棄物処理に対する意識の向上を図ることを目的として、**市内の一般家庭から排出**される廃棄物のうち、再資源化できるものを自主的に回収した団体に対し、回収量に応じて資源集団回収団体報償金を交付しています。

〔資源集団回収の流れ〕



○報償金の対象となる団体

市内の自治会、子ども会、老人会、PTA、女性会その他の地域で組織する団体で営利を目的としないもの及び市長が適当と認める団体

○回収業者

呉資源集団回収協同組合 加入業者

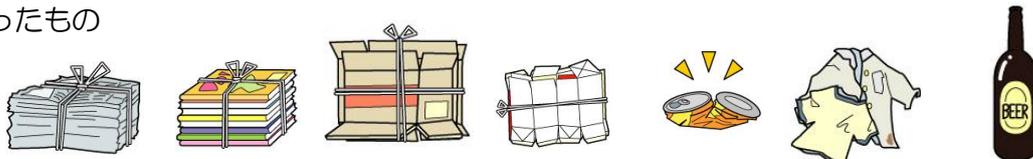
〒737-0052 呉市東中央1丁目5番1号 TEL・FAX：0823-23-5800

月曜日～金曜日（祝日・年末年始等を除く） 9時～17時

・回収業者が不明の場合は、上記組合にお問い合わせください。

○報償金の対象となる資源物

市内の一般家庭から排出される廃棄物のうち、再資源化できる古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、金属類（アルミ缶等）、繊維類、びん類で呉資源集団回収協同組合加入業者が引き取ったもの



【重要】報償金の対象にならないもの

◆**事業所から排出**される廃棄物を回収した場合

◆**ごみステーションに出された資源物を抜き取って**回収した場合

市内に設置してあるごみステーションに分別収集で出された新聞・雑誌・ダンボール・アルミ缶・瓶類についての所有権は「呉市」にあり、資源物を持ち去る行為は、条例で禁止されています。悪質な持ち去り行為者に対しては、刑罰（窃盗罪）が適用されます。



○報償金の金額

1kgにつき6円

（びん類は、1本につき0.5kgで換算。全ての合計の1kg未満は、四捨五入。）

※売却金は変動することがあります。

○団体の登録

資源集団回収を始める前に、「呉市資源集団回収団体登録届出書」を提出してください。

★団体登録事項に変更があった場合

「呉市資源集団回収登録事項変更届出書」を提出してください。

特に書類の送付先である団体の代表者（又は担当者）の変更については、報償金の交付申請に関する書類（以下「報償金交付申請書等」という。）の発送までに提出をお願いします。（次年度の団体の代表者等の変更届出書を提出される場合は、備考欄に変更年月日を記入してください。）

団体代表者（又は担当者）に変更があり、報償金交付申請書等の発送までに変更届出書の提出がない場合は、報償金交付申請書等が現在の団体代表者（又は担当者）に届かない場合があります。これにより報償金の申請ができなかった場合も、申請期間経過後は報償金の交付は一切できませんので、ご注意ください。

★資源集団回収を実施できなくなった場合

「呉市資源集団回収団体廃止届出書」を提出してください。

最後の報償金の振込まで振込先の口座を解約されないようお願いします。

（例）資源集団回収を子ども会から自治会での実施に変更する場合は、子ども会で廃止届、自治会で登録届を提出していただくことになります（両方の備考欄にその旨記入してください）。

○資源集団回収の実施

実施予定場所の管理者に事前に了承を得てください。

市の資源物回収等とトラブルが生じるので、実施場所や実施日が重ならないように調整をお願いします。

回収業者より「**集団回収伝票**」を受け取り、**報償金交付申請時に回収量の証明として必要になります**ので、紙等に貼らずに、**交付申請の時まで保管しておいてください。**

○報償金の申請

半期ごとに、市から団体の代表者（担当者を登録した場合は担当者）宛てに書類一式を送付しますので、必要事項を記入し、申請期間内に提出してください。（携帯電話等の日中連絡可能な電話番号を必ず記入すること）

報償金交付対象期間	報償金交付申請書等発送時期	団体の申請期間
1月分～ 6月分（上半期）	7月中旬頃	8月（窓口開庁日時のみ）
7月分～12月分（下半期）	1月中旬頃	翌年2月（窓口開庁日時のみ）

〔提出書類〕 呉市資源集団回収団体報償金交付申請書

呉市資源集団回収団体実績報告書

集団回収伝票（原本：コピー不可）

通帳の写し

（新規申請、前回申請時と振込先に変更がある場合に必要）

1ページ目 ※1ページ目のカナ名義が「〇〇カイ」、表紙が「〇〇会 代表 ××」等の場合は、表紙も必要。

- ◆訂正印は不要。
- ◆修正液・修正テープでの訂正は不可。
- ◆消せるボールペンは使用不可。

- 回収量は1kg未滿もそのまま記入してください。(端数処理は不要です)
- 振込先の口座名義は通帳の表紙の漢字の名義を、フリガナ欄は通帳の1ページ目のカナの名義を記入して下さい。振込先は毎回記入してください。(団体の代表者と口座名義人が異なる場合は、委任状も毎回必要です)
- **集団回収伝票を紛失した場合は、交付申請までに回収業者に再発行を依頼**してください。
- 通帳の写しは、口座名義(例えば代表者名等)が変更になった場合も添付してください。
- 金融機関の統廃合等で支店名等が変わっている場合もありますので、注意してください。
- 報償金は、交付申請書類を申請期間内に受付した後、上半期は9月末まで、下半期は3月末までに指定の口座に振り込みます。(申請後1ヶ月程度で振込)
- 振込後に振込通知書を送りますので、ご確認ください。
- 振込を確認するまでは、口座名義の変更・解約をされないようお願いします。

○申請書・届出書の提出先

呉市環境政策課(呉市役所本庁舎7階) 又は 各市民センター

窓口開庁日時:月曜日~金曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く)

8時30分~17時15分

※環境政策課への郵送も可。(ただし書類に不備がある場合は、そのままでは受付できません)

※報償金の**交付申請は、申請期間中のみ受け付けます。**

※申請書・届出書はホームページ(<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/shigensyudankaisyu.html>)からダウンロードもできます。